

### 葬祭場等設置事業計画書

平成 27 年 7 月 / 日

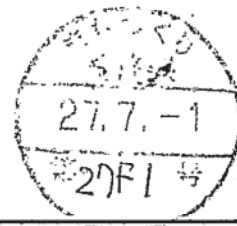
(宛先) 川崎市長

事業者 住 所 川崎市川崎区宮本町1番地  
氏 名 川崎市長 福田 紀彦  
電 話 044 (200) 2111

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

葬 祭 場 等 の 名 称	(仮称)かわさき北部斎苑増築棟		
葬 祭 場 等 の 位 置	川崎市高津区下作延6丁目18番地1号		
葬 祭 場 等 の 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> エンバーミング施設 <input type="checkbox"/> その他( )		
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 ※使用方法の変更の場合、変更前の用途( )		
建 築 物 の 概 要	敷地面積	21,660.43㎡	高 さ 19.92m
	建築面積	540.41㎡	構 造 鉄骨造
	延べ面積	1,869.87㎡	階 数 地上 4階・地下 0階
葬 祭 場 等 の 概 要	葬祭場等の床面積	1,869.87㎡	葬祭場等部分 地上 4階・地下 0階
	工事着手予定	平成28年 7月 1日	工事完了予定 平成29年 7月 31日 (設置予定)
	標識設置予定	平成27年 6月 下旬	説明会実施予定 平成27年 7月 下旬
問 い 合 わ せ 先	住 所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-24-15	
	氏 名	株式会社翔設計 中台敏一	電話 03 (5410) 2542
	担 当 者	飯村	
【添付書類】 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 葬祭場等に関する維持管理計画書 <input type="checkbox"/> 葬祭場等維持管理責任者選任届・誓約書 <input type="checkbox"/> その他( )			
※ 備 考			



## ○施設整備基準について

	項 目	対 応 策 (要 旨)
施 設 整 備 基 準	(1) 自動車及び自転車駐車場について	かわさき北部斎苑内の既存駐車施設 (約 70 台) を利用する。
	(2) 敷地に接する道路について	川崎市道下作延 13 号線 (幅員 10m) 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号の道路に接道している。
	(3) 隣地境界線までの距離及び緑化について	隣地境界線まで、最短で約 20m。 敷地内に、条例に基づく「下作延北ノ谷緑の保全地域 (1.2ha)」が指定されている。
	(4) 葬祭場等の外観等について	既存の葬祭場内施設と調和した景観とする。

注1 ※印の欄には、記入しないでください。

- 2 協議担当課と協議を行う場合は、第一面に規定する添付書類を添付して行ってください。なお、添付書類以外の書類の提出を求める場合があります。
- 3 事業者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記入を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(第2号様式)

葬祭場等に関する維持管理計画書

27年7月 / 日

(宛先) 川崎市長

住 所 川崎市川崎区宮本町 番地  
氏 名 川崎市長 福田 紀彦  
電 話 044(200)2111

[ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ]

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

## 1 維持管理計画

### ○施設の設置運営に関すること

<b>1) 花輪の設置場所等に関すること</b>
敷地内において適切に設置する。 しかし、昨今は、花輪の設置実績が殆どない。  ※花輪の敷地内設置のこと
<b>2) 通夜・告別式等の実施方法等に関すること</b>
斎場の適切な運営により、敷地内で実施する。  ※葬儀の受付、参列、見送り等のスペースの敷地内確保のこと
<b>3) 遺体及び棺の搬入出に関すること</b>
敷地内外周に広範囲にわたり成熟した緑地があるため、敷地外部からの視認を十分に防止できる。  ※外部から視認されない措置のこと
<b>4) 防音・防臭対策に関すること。</b>
敷地境界線までの離隔が相当距離あること、及び、適切な設備の設置により防音・防臭対策を徹底する。  ※音や臭いについて、近隣住民等への配慮のこと
<b>5) 交通渋滞の防止対策に関すること。</b>
適切な駐車場運営を実施することと併せて、公共交通機関の利用を促すなどの周知活動により、葬祭場利用者による周辺道路への交通渋滞の影響の防止に努める。  ※会葬者等に対する自動車の使用制限に関する案内のこと
<b>6) 遺体の保管方法に関すること。</b>
設置する保管庫には冷蔵機能を付加し、適切な遺体保管を行う。  ※ドライアイス・冷蔵庫等の遺体を保管する方法のこと